

# 虐待防止に関する指針

障害者支援施設  
あさひワークホーム

## 1. 基本的な考え方

利用者の人権を尊重し、次の虐待の定義の内容及び関連する不適切ケアを一切行わないこととする。また、虐待の発生の防止に努めることともに、早期発見、早期対応、再発防止について、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、障害者福祉の増進に努める。

### 【虐待の定義】

#### (1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じる恐れがある暴行を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

#### (2) 性的虐待

利用者に対してわいせつ行為をすること。または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

#### (3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### (4) 放棄・放置

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前記3項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

#### (5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2. 根拠となる法令等

障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例

## 3. 組織に関する事項

虐待防止及び身体拘束適正化等を目的として、虐待防止・身体拘束適正化委員会（以下「委員会」という）を設置する。

委員会の構成員は、施設管理者（所長）、次長、サービス管理責任者、課長、課長補佐、看護職員、虐待防止担当職員とする。なお、必要に応じて、職員、医師及び知見を有する第三者の助言を得る。

委員会は、年2回以上、定期的開催し、次のことを検討・協議する。但し、緊急的な事案が発生した場合は、その都度行うものとする。

- ・虐待防止に関するチェックとモニタリング
- ・虐待事案発生時の対応及び改善策
- ・虐待防止に関する体制整備
- ・職員研修及び意識啓発
- ・その他必要な事項

#### 4. 職員研修に関する事項

支援に関わる職員に対して、虐待防止の基礎的内容や知識を普及・啓発することを目的とした研修を実施し、利用者の人権を尊重した支援の励行を図る。

- ・定期的な教育や研修（年1回以上）の実施
- ・新任者に対する虐待防止の適正化のための研修の実施
- ・その他必要な教育や研修の実施（事例検討、外部研修の受講等）

#### 5. 虐待またはその疑い（以下 虐待等）が発生した場合の報告方法等に関する事項

- (1) 虐待等事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や施設管理者等への報告を行う。
- (2) 虐待等事案を発見した職員は、虐待防止責任者である施設管理者に報告する。
- (3) 報告を受けた虐待防止責任者は、委員会を開催し、事案内容の確認及び解決に向けた対応を協議する。
- (4) 施設管理者は、家族に誠意をもって対応し、虐待の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行うことを伝える。
- (5) 施設管理者は、委員会で協議した虐待の実態、経緯、背景、再発防止策を家族、県及び市町村に報告する。

#### 6. 虐待等が発生した場合の対応に関する事項

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに県及び市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何に問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、県、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

#### 7. 指針の閲覧に関する事項

当事業所の虐待防止に関する指針は、求めに応じ利用者及び保護者が自由に閲覧できるように、当事業所のホームページに公表する。

#### 8. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な事項

- (1) 4に定める研修のほか、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。
- (2) 家族のいないまたは家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、親族及び地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援する。
- (3) 虐待に係る苦情相談については、誠意をもって対応するとともに、相談者の個人情報に取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。

#### 附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。